

議案第20号

大網白里市企業等誘致条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市企業等誘致条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市企業等誘致条例の一部を改正する条例

大網白里市企業等誘致条例（昭和61年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(規則で定める事業所であつて、規則で定める事業の用に供するものをいう。以下同じ。)」及び「(会社その他の事業を営む者をいう。以下同じ。)」を削る。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 規則で定める事業所であつて、規則で定める事業の用に供するものをいう。
- (2) 企業等 会社その他の事業を営む者をいう。
- (3) 奨励措置適用事業所 第4条の規定により指定を受けた事業所をいう。
- (4) 新規雇用者 常用雇用者のうち、奨励措置適用事業所の新設に伴い、当該奨励措置適用事業所の事業開始日前1年以内に新たに期間の定めのない労働契約を締結し雇用されたものをいう。
- (5) 投下固定資産 事業所の設置のために取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。
- (6) 常用雇用者 事業所において雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

第7条を第8条とする。

第6条第1項第1号中「の指定を受けた事業所」を削り、同項第3号中「第4条各号」を「第5条各号」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第3条の規定により指定を受けた事業所」を「奨励措置適用事業所」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1号中「(事業所の設置のために取得した地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。)」を削り、同条第2号中「常時雇用する従業員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。)」を「常用雇用者」に、「10人」を「5人」に改め、同条を第5条とする。

第3条第2項中「奨励措置の適用を受ける事業所(以下「奨励措置適用事業所」という。)」を「奨励措置適用事業所」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(奨励措置)

第3条 市長は、奨励措置適用事業所を運営する企業等に対し、次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) 企業等立地奨励金

(2) 雇用促進奨励金

2 企業等立地奨励金は、奨励措置適用事業所に係る固定資産税の納税相当額を限度とする。ただし、当該奨励金の交付対象期間は、当該奨励措置適用事業所の事業開始後最初に固定資産税を賦課する年度を初年度とし、3年間とする。

3 雇用促進奨励金は、奨励措置適用事業所の事業開始日から同日から起算して1年を経過した日までの間において市内に住所を有する新規雇用者の数に10万円を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。)とする。ただし、当該奨励金の交付は、同日後1回限りとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の大網白里市企業等誘致条例の規定は、この条例の施行の日以後に企業等が市内に設置する事業所について適用する。